

# 山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例

平成19年2月1日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式について定めることを目的とする。

(条例等の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、山形県後期高齢者医療広域連合掲示場に掲示してこれを行う。

3 前項の掲示場の位置は、寒河江市大字寒河江字久保6番地とする。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程等の公表)

第4条 規則を除くほか、広域連合長が定める規程等を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 前項の公表については、第2条第2項の規定を準用する。

(会議規則等の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の名」、「広域連合長印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則、規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日条例第3号）

この条例は、平成20年5月1日から施行する。